



# JBS フラッシュニュース

2021年5月号

## 今月号の内容

各位

### お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男  
飯田 亮也  
宇田 善和  
深尾 淳一  
リーマシン

Email:

[tetsuo.yamaguchi@in.ey.com](mailto:tetsuo.yamaguchi@in.ey.com)

[ryoya.iida@in.ey.com](mailto:ryoya.iida@in.ey.com)

[yoshikazu.uda@in.ey.com](mailto:yoshikazu.uda@in.ey.com)

[junichi.fukao@in.ey.com](mailto:junichi.fukao@in.ey.com)

[reema.singh@in.ey.com](mailto:reema.singh@in.ey.com)

インドにおけるコロナ第2波は猛威を奮っています。4月4日にはじめて10万人を突破した新規感染者は5月5日には41万人に到達しました。感染者の急増を受けて各州政府はロックダウンや夜間の外出禁止等の対策を講じていますが、病院におけるベッド満床、医療用酸素の不足といった問題が深刻化しています。こうした状況をうけて自動車各社を中心に操業を一時的に停止する動きもみられています。コロナ第2波は5月中旬ピークを迎えるとの予想もありますが、今後の経済への影響について注意を払う必要があります。

また政府はコロナ影響を踏まえて、企業活動を支えるべく各種コンプライアンス、税務調査、裁判の期限延長等についての施策を発表しています。コロナ状況の如何によってはさらなる対策が発表されることが見込まれます。

今回のフラッシュニュースの内容は以下のとおりです。どうぞご高覧ください。

1. コロナ第2波対応(1): CBDTによる所得税法に基づく手続き及びVSV2020スキームに伴う支払いについての期限延長
2. コロナ第2波対応(2): CBDTによる法人税関連の各種期限の延長
3. コロナ第2波対応(3): CBICによるGSTについての各種救済措置
4. デリー高裁は、インド・オランダ租税条約における最惠国待遇(MFN)条項に基づき配当収入に対して5%の源泉徴収税率の適用を認める
5. CSR規定の見直しについて

## 1. コロナ第2波対応(1):

### CBDTによる所得税法に基づく手続き及びVSV2020スキームに伴う支払いについての期限延長

26 April 2021

直接税当局(CBDT=Central Board of Direct Taxes)が2021年4月24日に税務コンプライアンス期限延長に関する通達を発行しました。

COVID-19の影響によって納税者が大きな困難に直面したことを受け、CBDTは、2020年3月20日から2021年3月31日の間に期限であった税務調査/再調査オーダーの発行、Dispute Resolution Panel(DRP)の裁定による最終アセスメントオーダーの発行、税務再調査(Reopening)通知の発行の期限を2021年4月30日から2021年6月30日まで延長することを発表しました。

さらに、直接税に関するVSVスキーム適用による金額の支払い最終期限も2021年6月30日まで延長されました。

詳細は[こちら](#)から英文のアラートをご高覧ください。

## 2. コロナ第2波対応(2):CBDTによる法人税関連の各種期限の延長

3 May 2021

直接税当局(CBDT)は2021年4月30日付けで通達(No8/2021)を発行しました。これは、直接税当局コミッショナーへの不服申立て(CITA(A))、税務当局のドラフトアセスメントオーダーに対するDRPへの異議申立て、再調査通知における申告書の提出、税務年度2019-20年度のための遅延または修正申告書の提出、特定の支払いに関して源泉徴収された税金の支払いおよび計算書(Challan)の提出、ならびに納税番号(PAN)を保有せずに特定の金融取引を行った者の申告に関する期限延長を行うことを発表しました。

これはCOVID-19の甚大な影響を鑑みての対策であり、CBDTは当該コンプライアンスについて2021年5月31日までの期限延長を承認しました。

詳細は[こちら](#)から英文のアラートをご高覧ください。

### 3. コロナ第2波対応(3):CBICによるGSTについての各種救済措置

4 May 2021

本タックスアラートは、間接税当局(CBIC)により納税者に対して提供されるGSTに関する各種救済措置をまとめています。

これは、COVID-19の第2波の発生によって納税者が直面する問題に配慮した措置です。

主な変更点は以下の通りです。

- CBICは、様々な納税者に対して、GSTの支払遅延に対する金利を軽減。
- 様式GSTR-3Bの提出遅延に関する遅延フィーは、所定の期間免除。
- 各種申告の申告期限(FORM GSTR-1、FORM GSTR-4、FORM GST ITC-04)の延長。
- 仕入税額控除(ITC)の利用に関する2017年CGST法規則36条(4)の規定は、2021年4月から5月までの間、累積適用されるものとする。
- 2021年5月のGSTR-3Bには、当該月のITCの累積調整が提供されるものとする。
- 2021年4月15日から2021年5月30日までの間に該当する、当局又は何人かによる様々な行為の完了又はコンプライアンスのための期限は、一定の例外を除いて、2021年5月31日まで延長される。

当該施策は2020年4月に行われた施策と同様であり、状況に応じてさらなる延長も見込まれます。

#### 4. デリー高裁は、インド・オランダ租税条約における最惠国待遇(MFN)条項に基づき 配当収入に対して5%の源泉徴収税率の適用を認める

23 April 2021

本タックスアラートは、Concentrix Services Netherlands B.V.およびOptum Global Solutions International B.V.（総称して納税者）に関する2021年4月22日付のデリー高等裁判所（高裁）によるインド・オランダ租税条約（DTAA）に従いインド子会社から受け取る配当所得に適用される源泉所得税率に関する判決をまとめています。

納税者は、オランダの居住者であり、インド子会社によって支払われる配当に関して5%の源泉税率を適用すべく、インド税法（ITL）に基く低率の源泉徴収証明書を申請しました。これはインドがスロベニア、リトアニアおよびコロンビアとの間で締結した租税条約で5%の源泉税率の恩典を規定しており、それに基づき、最惠国（MFN）条項を適用したことによるものです。

税務当局は、インド・オランダ租税条約をもとに10%の源泉課税を規定し、当該租税条約が締結された時点ではスロベニア、リトアニア、コロンビアはOECD加盟国ではなく、その後にOECD加盟国となったことを理由にMFN条項は適用外としました。

等価（Parity）の原則を適用することで、高裁はインド・オランダ租税条約のMFN条項に基いて配当収入に対する5%の源泉徴収税率の恩典を与え、10%の税率を適用する源泉徴収証明書は廃止されるべきであり、5%の税率を適用する新たな証明書を発行すべきであると判決を下しました。

デリー高裁は、インド・オランダ租税条約におけるMFN条項は当該租税条約の不可欠な部分であり、MFN規定を適用するために別個の通達は必要とされないとの考察を行いました。

さらに、MFN条項における「OECDの加盟国である」という文章の解釈は、対象となる租税条約が実行された時点ではなく、源泉課税がインドで開始された時点において、各国がOECD加盟国であることを要求するものであるとした。

また高裁は、オランダが発行した解釈の明確化は、インド・スロベニアDTAAに従って5%税率を適用する恩典をもたらすと指摘しました。

インド・オランダ租税条約を効率的かつ公平に適用するためには、高裁は当該国の国内法または地方自治体法に適用される解釈の規則が適用される必要はなく、契約国間の租税債権の一貫性と平等な配分を確保するために、共通の解釈が適用されるべきであると判断しました。

詳細は[こちら](#)から英文のアラートをご高覧ください。

## 5. CSR規定の見直しについて

インド企業省(MCA)は2021年1月22日にCSRに関する見直し規定(the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2021)を通知しました。見直しの目的はCSR活動に関するガバナンス、コンプライアンスの強化、透明性の向上等です。尚、見直しがされた規定においては、CSR定義におけるネガティブリスト、CSR過少払いにおける処置、インパクトアセスメントの義務化等の新しいコンセプトが導入されており企業各社においても留意が必要です。

詳細につきましては添付を参照願います。

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーフームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーフームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit [www.ey.com/in](http://www.ey.com/in).

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.  
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

#### Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。